

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第36号

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則（平成19年新潟県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(別表19の項の一体的に運営するために指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者)</p> <p>第3条 条例別表19の項に規定する一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービス事業と、前条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業者を一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者とする。</p> <p>(別表19の項第2号の一体的に運営しようとする場合)</p> <p>第4条 条例別表19の項第2号に規定する一体的に運営しようとする場合は、指定居宅サービス事業者の指定に係る居宅サービス事業と、第2条の表の右欄に掲げる当該事業に係る居宅サービスの種類に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる介護予防サービスを行う介護予防サービス事業者を一体的に運営しようとする場合とする。</p> <p>(別表20の項の一体的に運営する者)</p> <p>第5条 条例別表20の項に規定する一体的に運営する者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定の更新に係る介護予防サービス事業と、第2条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業者を一体的に運営する者とする。</p> <p>(別表21の項の規則で定める介護サービス)</p> <p>第6条 条例別表21の項の規則で定める介護サービスは、次の表の左欄に掲げる施設サービスの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる介護サービ</p>	<p>(別表18の項の一体的に運営するために指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者)</p> <p>第3条 条例別表18の項に規定する一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービス事業と、前条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者とする。</p> <p>(別表18の項第2号の一体的に運営しようとする場合)</p> <p>第4条 条例別表18の項第2号に規定する一体的に運営しようとする場合は、指定居宅サービス事業者の指定に係る居宅サービス事業と、第2条の表の右欄に掲げる当該事業に係る居宅サービスの種類に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる介護予防サービスを行う介護予防サービス事業者を一体的に運営しようとする場合とする。</p> <p>(別表19の項の一体的に運営する者)</p> <p>第5条 条例別表19の項に規定する一体的に運営する者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定の更新に係る介護予防サービス事業と、第2条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業者を一体的に運営する者とする。</p> <p>(別表20の項の規則で定める介護サービス)</p> <p>第6条 条例別表20の項の規則で定める介護サービスは、次の表の左欄に掲げる施設サービスの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる介護サービ</p>

スとする。
(略)

(別表備考の一体的に提供している場合)

第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいずれかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。

(1)～(8) (略)

(9) 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるものを除く。以下この号において同じ。)において提供される特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護又は有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護のうちいずれか2以上の介護サービス

(10) 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるものに限る。以下同じ。)において提供される特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護又は有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護のうちいずれか2以上の介護サービス

(11) (略)

(12)～(14) (略)

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第7条の改正は、公布の日から施行する。

スとする。
(略)

(別表備考の一体的に提供している場合)

第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいずれかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。

(1)～(8) (略)

(9) 有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護又は有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護のうちいずれか2以上の介護サービス

(10) (略)

(11) 適合高齢者専用賃貸住宅において提供される特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される介護予防特定施設入居者生活介護又は適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護のうちいずれか2以上の介護サービス

(12)～(14) (略)